飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

本プロポーザルは、下記業務を委託するにあたり知識と技術、豊富な経験を有する者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定することを目的とする。

1. 概要

(1) 業務名

飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託

(2) 履行場所及び概要

飯塚市　大日寺・八木山　地内

業務単位	学校名	所在地	食数/日	備考
1	小中一貫校飯塚鎮西校	大日寺 141 番地	1,050 食程度	ドライシステム、ランチルーム
	八木山小学校	八木山 693 番地 1	20 食程度	調理校である小中一貫校飯塚鎮西校より配送

(3) 業務内容

別添「仕様書」参照

2. 履行期間及び見積限度額

業務単位	履行期間	見積限度額 （消費税及び地方消費税を除く）	年度別見積限度額 （消費税及び地方消費税を除く）
1	契約締結日の翌日から 令和 13 年 3 月 31 日まで （業務開始は令和 9 年 4 月 1 日からとし、令和 9 年 3 月 31 日までは準備期間とする。当該期間に対する委託料の支払いは発生しないものとする。）	179,280,000 円	各年度　　44,820,000 円

3. 参加資格

本市の令和 8 年度役務有資格者名簿に登録された事業者のうち、取扱区分を「給食調理業務」としている事業者で、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 基本事項

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

② 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中又は飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。

③　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

④　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

⑤　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

⑥　国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

⑦　福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」に該当しないこと。

(2) 業務遂行能力

学校給食が教育の一環であることを認識の上、給食を安全、衛生的かつ安定的に提供できること。

(3) 安全衛生管理

①　事業者独自の衛生管理マニュアルを作成しており、十分な衛生管理を行っていること。

②　従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用性・確実性

①　福岡県内で事業者が受託・運営する施設において、過去 3 年間食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと（ただし、当該営業禁止又は停止の処分の原因が調理業務を行う者にないことを書面にて証明し、これを市が認めた場合を除く）。

②　事故発生の際、損害賠償を確実に行えること（損害賠償責任保険に加入していること）。

③　学校給食業務代行保証（(公社) 日本給食サービス協会）に加入していること。

4. 現地確認

希望者に対し、給食調理場の参考図面を配付する。また、必要に応じ現地確認も可能とする。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付

①　提出方法　　質問書（様式 9）を電子メールで送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

②　受付期限　　令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 15 分まで

③　提出先　　教育総務課（E-mail　ed-soumu@city.iizuka.lg.jp）

(2) 回答

令和 8 年 11 月 24 日（火）までに電子メールで回答し、後日市ホームページに掲載する。

6. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

①　参加表明書（様式 1）

②　会社概要票（様式 2）

③　業務実績調書（様式 3）

過去 3 年間の業務実績を全て記載すること。別に資料がある場合はその添付でも可。

④　従業員（調理師及び栄養士）の研修計画及び実績（令和 7 年度実績、令和 8 年度計画）
⑤　損害賠償責任保険の加入状況（様式 4）
⑥　学校給食業務代行保証（(公社）日本給食サービス協会）に加入していることが確認できる書類
⑦　事業者独自の衛生管理マニュアル
事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと（写真等も同様）。

(2) 提出部数

各 1 部、但し⑦のみ 20 部(正本 1 部　副本 19 部)

⑦については、正本 1 部のみ事業者の名称を記載すること。副本 19 部については、コピー可とし、事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと（写真等も同様）。

※事業者の名称その他事業者が特定される情報の具体例

（事業者を特定し得る名称、ロゴマーク、シンボルマーク、企業理念を象徴する独自のフレーズ、マスコットキャラクター等）

(3) 提出先

教育総務課（直接持参又は書留郵便）

(4) 提出期限

令和 8 年 12 月 1 日（火）午後 4 時 00 分まで（必着）

7. 提案書

参加表明をした者は、期限までに提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①　人員配置計画書（様式 5）（年度毎に作成）
②　勤務編成表（様式 5-1）（年度毎に作成）
③　見積書（様式 6）
④　見積内訳書（様式 7）（年度毎に作成）
積算基礎を詳細に記載すること。
⑤　提案書（任意様式、**「提案書作成要領」参照**のこと。）
ア　A4 長辺綴じ両面印刷とし、下部中央にページ番号を入れ、ステープラで左側を 2 箇所綴じること。
イ　25 ページ以内（表紙を除く）とし、文字のサイズは 10 ポイント以上とすること。
ウ　様式の定めのない書類は、任意様式で可。

提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、見やすく明確な提案書となるよう留意すること。

(2) 提出部数

①人員配置計画書（様式 5）　…20 部(正本 1 部　副本 19 部)
②勤務編成表（様式 5-1）　…20 部(正本 1 部　副本 19 部)
③見積書（様式 6）　…1 部（金額は千円単位）
④見積内訳書（様式 7）　…年度毎に 1 部
⑤提案書　…20 部(正本 1 部　副本 19 部)

①②⑤については、正本 1 部のみ事業者の名称を記載すること。副本 19 部については、コピー可とし、事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと（写真等も同様）。

※事業者の名称その他事業者が特定される情報の具体例

（事業者を特定し得る名称、ロゴマーク、シンボルマーク、企業理念を象徴する独自のフレーズ、マスコットキャラクター等）

(3) 提出先

教育総務課（直接持参又は書留郵便）

(4) 提出期限

令和 8 年 12 月 8 日（火）午後 4 時 00 分まで（必着）

8. 審査方法

飯塚市給食運営審議会専門部会（以下「専門部会」という。）10 名において、採点基準に基づき実施する。なお、審査において事業者名は伏せる。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

9.審査基準の第 1 次審査の審査項目である「①基本事項」、「②危機管理」の内容について、専門部会において採点基準に基づき書類審査し、高い評価を得た選定者（以下「第 2 次審査対象者」という。）を 5 者程度選定する。

提案書等提出者全員に電話及び電子メールにより審査結果と第 2 次審査（プレゼンテーションによる審査）の実施について通知する。第 2 次審査対象者として選定されなかった提案書等提出者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日は含まない）に書面により説明を求めることができる。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる審査）

第 2 次審査対象者によるプレゼンテーションを実施し、専門部会において採点基準に基づき審査する。時間は、1 者につき概ね 15 分間とし、20 分間の質疑応答時間を設ける。また、事前に提出された提案書を用いて説明することとし、プロジェクター等の使用は認めない。

(3) 受託候補者の特定

第 1 次審査及び第 2 次審査における点数を合計した総合評点により順位を決定し、上位の者を受託候補者とする。ただし、総得点が 6 割に満たない場合は受託候補者としない。なお、点数の同じ者が 2 者以上あるときは「9. 審査基準」の「③学校給食における安全衛生管理」の項目の合計点が高い者を受託候補者とする。それでもなお、点数が同じ者が 2 者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

(4) 第 2 次審査結果通知

受託候補者には、電話にて連絡を行った後、審査結果を書面により通知する。受託候補者以外の者には、審査結果を書面により通知する。受託候補者として特定されなかった第 2 次審査対象者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日は含まない）に書面により説明を求めることができる。

(5) 審査結果の公表

審査結果については以下の内容で市ホームページに公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の企画提案者の総得点（名称はＢ社、Ｃ社として公表）

9. 審査基準

	審査項目	評価基準	配点
1次審査	① 基本事項	・会社の経歴及び経営状況が正常かつ良好であるか。 ・学校給食調理業務を受託するにあたり十分な実績を有しているか。 ・担当する営業所の所在地が市内又は近郊にあるか。 ・決定権を持つ者と速やかに連絡及び調整が取れる状態にあるか。	20
	② 危機管理	・食中毒発生時の対応とその防止策が講じられているか。 ・異物混入時の対応とその防止策は講じられているか。	20
2次審査	③ 学校給食における安全衛生管理	・安全・安心な学校給食を提供するための基本的な衛生管理体制が構築されているか。 ・適切な衛生マニュアルを整備し、実践しているか。 ・「学校給食衛生管理基準」を十分理解し、取組を行い基準が遵守されるか。 ・学校給食の調理作業手順を熟知しているか。 ・食物アレルギー対応の体制や安全管理が十分に図られているか。 ・衛生管理について、現場で毎日、日常点検が適切に行われるか。 ・調理従事員の健康管理、衛生管理について自主的に点検・巡回指導（定期、抜き打ち）を行う、また、ノロウイルス対策等が整備されているか。	55
	④ 学校給食に対する取り組み	・食の面から子どもたちの教育に携わることの重要性や、子どもたちや教職員へのあいさつ、声かけなどふれあいの重要性を認識し、これらに関する従事者教育が徹底しているか。 ・学校行事への参加や連携に積極的、協力的であるか。 ・栄養教諭・学校栄養職員の業務を理解し、健全な連携、関わりが出来るか。	15
	⑤ 学校給食調理業務の実施体制	・業務責任者及び業務副責任者の役割を理解し、配置の基本的な考え方が適切であるか。 ・調理、運搬、洗浄等業務の遂行について可能な人的配置となっているか。 ・従事者の安定的な雇用のための体制、制度（福利厚生）	50

		が構築されているか。 ・衛生管理、調理指導等について自主的に点検・巡回指導（定期、抜き打ち）を行い、人事管理及び現場管理が適切に行われるか。 ・調理従事者が病気や退職等で欠けた場合の体制、人事配置、サポート体制が整備されているか。	
	⑥　調理従事員の教育、研修等	・食品衛生、衛生管理、調理技術などについて適切に研修を行うなど、従事者教育が充実しているか。 ・委託業務開始に向けて職員採用計画、業務準備、従事員研修など、計画が適切に立てられているか。	10
	⑦　独自提案	・独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか。	10
	⑧　価格評価	見積価格について、事務局にて選定基準に基づき算出	20
	合　　計		200

10. 実施スケジュール（※変更の場合も有り）

項　目	期　日
質問受付期限	令和 8 年 11 月 16 日（月）
質問回答日	令和 8 年 11 月 24 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 12 月 1 日（火）
提案書類提出期限	令和 8 年 12 月 8 日（火）
第 1 次審査（書類審査）	令和 9 年 1 月 13 日（水）
第 1 次審査結果の通知	令和 9 年 1 月下旬
第 2 次審査（プレゼンテーション）	令和 9 年 1 月 26 日（火）
第 2 次審査結果の通知	令和 9 年 2 月中旬

11. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

(1) 審議会委員に直接間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
(2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
(3) 指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
(5) 虚偽の内容が記載された場合
(6) 本要領「2」の見積限度額を超える金額で提案された場合
(7) 本要領「3」を満たさなくなった場合
(8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合

12. 契約

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約締結の手続きを進めるものとする。提案内容は、必要に応じ協議のうえ修正することがある。なお、受託候補者が契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続を進めるものとする。

13. 参加の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を持参又は郵送により担当課へ提出すること。

14. その他留意事項

(1) 提出期限以降における提案書等の差し替えは認めない。ただし、発注者から指示があった場合はこの限りではない。

(2) 提案書等は返却しないものとし、本要領に係る事項以外には提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲内において複製することがある。

(3) 提案書等について、飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）の規定に基づき原則公表する。ただし、公開することにより参加者の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなものについては非公開とする。

(4) 提案書作成のために本市から提供を受けた資料は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。なお、図面等は提案書提出時に返却すること。

(5) 審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。

(6) プロポーザルの参加、資料作成、提出等本要領に係る一切の費用は参加者の負担とする。

15. 担当課

飯塚市教育委員会　教育部　教育総務課
〒820-8501　福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
E-mail　ed-soumu@city.iizuka.lg.jp
TEL　0948-22-1771（直通）　FAX　0948-24-4055